



小平第十四小学校PTA しおり



お子様が在学中使用しますので、
ご家庭で大切に保管してください



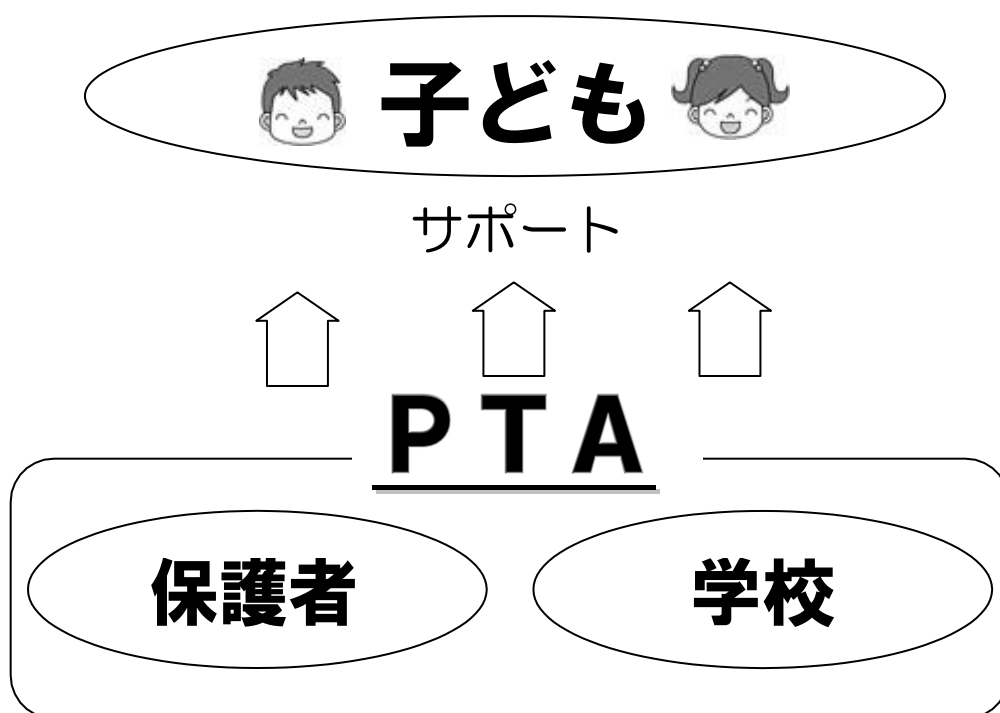
目次

はじめに	1
なぜ、PTAは必要なの？	2
役割	4
組織	5
委員会活動	
○本部役員会	7
○学級委員	8
○行事委員	9
○地区委員	10
≫地区委員・地区班活動に関する細則	11
○青少対委員	12
委員選出	13
会計	15
サークル活動	16
その他	17
会則	18

はじめに

PTA とは『Parent（親）－Teacher（先生）－Association（会）』の頭文字をとったものです。つまり…

保護者と学校が、子どもたちの健やかな成長と幸せを願って活動する組織です。



十四小P T Aの会員は、十四小に通う子どもの保護者と、十四小に在籍する教職員です。

なぜ、PTAは必要なの？

新しい委員を勧誘した際に「何でPTAは必要なの？」と聞かれて思わず『(沈黙)・・・。』なんてことのないよう、皆さんの中でPTAの必要性や意義について整理しておくことをお勧めします。これを整理しておくことで具体的な活動の時にも方向性を見誤ることが無くなります。そもそも、なぜPTAは必要なのでしょう。か・・・。

子どもは家庭と学校と地域で育つ

子どもは家庭だけでは与えられない知識や経験を学校や地域を通じて得ます。私たち保護者は、より良い環境でより良い教育を子どもに受けて欲しいと思うはず。そこで私たち保護者が学校や地域に関わることで更に良い教育が受けられることになると思えば何かしなければと思うのが保護者として、親としての素直な気持ちではないでしょうか？

子どもは家庭と学校と地域で成長していきます。もし、学校が荒れていたら？地域に危険箇所があったら？あなたはどうしますか。とても心配になりますよね。

子どもたちが生活する家庭と学校と地域を保護者としてはそれぞれを最善の環境にしてあげたいものです。そこでポイントとなるのが私たち保護者です。

地域の住民でもある私たち保護者は全てをつなぐキーマンといえます。PTA活動を通じ、家庭と学校と地域をつなぐパイプ役としてより良い環境を構築していけるのは私たち保護者だけなのです。

子どもを理解し、信頼し合う

あなたはお子さんが学校でどのように生活して、どのような授業を受け、どのような先生と関わっているか知っていますか？そして家庭で学校生活について会話をしていますか？

学校生活を全く知らずに漠然と「今日、学校どうだった？」と尋ねるだけでは子どもは「普通～」と何の発展もない答えを返し、会話が終わってしまいます。あなたが学校について知っていれば「今日、教室の外に絵が展示してあったわね」と具体的な

質問ができます。すると子どもは「そうなんだ、あれ〇〇公園で描いたんだよ」とうれしそうに話し始めます。

PTA活動を通じて学校生活を知ることが、子どもへの理解を深め、信頼関係を築くことにもつながります。それは、子どもは自分のことを分かっている人に対して、「この人は私を理解してくれている」「この人になら自分のことをもっと話そう」と相手を信頼するからです。PTA活動を通じて、子どもは見守ってくれていること、理解してくれていることを感じ、お子さんとの信頼関係もさらに深まることと思います。

ものさしを「子ども」にする

「そうは言ってもPTAなんて面倒だなあ～」と思う方もいるかと思います。また、PTA活動を始めてみたけれど日々の生活に追われ、新しい取り組みなどに消極的になるなど、壁にぶつかる場合があることでしょう。そんな時はPTA活動または子育ての原点である「ものさしを子どもにする」に立ち返ってください。

自分は本当に「子どものため」を最優先に考えているのか？判断基準を「子どものため」にできているのか？ぜひ考えてみてください。たった6年間の小学校生活は、人生の中ではとても短い時間です。でも子どもたちの人間形成には大きな大きな6年間となるはずです。お子さんとの一生の信頼関係を築く上でも、そんな大事な時期に保護者としてどれだけ関わることができたかが重要となってくるのではないのでしょうか。

ぜひ、あなたのものさしを「子ども」にして、

十四小PTAにご協力をお願いします。

以上を参考に皆さんなりの意見や考え方をまとめておけば、どのような時でも安心です。ぜひ、がんばりましょう！

役割

PTAにはどのような役割があるのでしょうか…

1 子どもの環境を守る

学校や地域で、子どもたちの安全を確保し、健全な教育環境を整備するための活動を行います。

2 子どもの生活をより良くするためのサポート

子どもたちが学校生活・校外生活の中で様々な体験をし、いきいきと過ごすことができるように支援します。

3 保護者同士の信頼関係を築く

PTA活動を通じて同じ体験をしたり、行事などの準備・運営を協力して行ったりすることを通じてお互いの信頼関係を築きます。

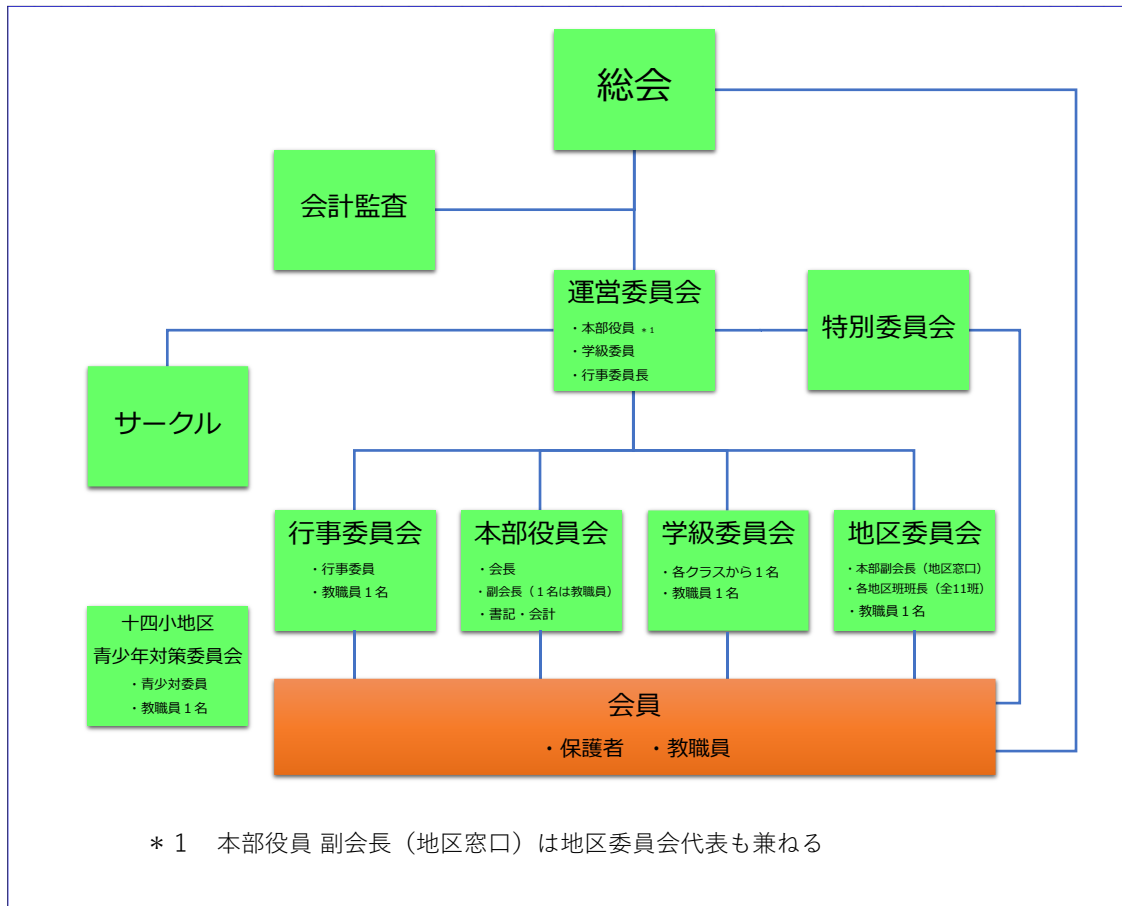
4 学校への協力

学校や先生方と十分な話し合いを行い、学校行事・運営などが円滑に行われるように協力します。

5 学校と地域のパイプ役

保護者は地域の住民である立場を活かして、学校と地域の間において連携を保つように努めます。

PTA組織図



●総会

P T Aの最高議決機関で年1回定期総会として開催し、事業報告、決算報告、事業計画・予算案の審議、決定、役員を選出・承認が主な議題となります。また、緊急に会員の総意を必要とする案件が生じた場合、臨時総会を開くこともあります。

●運営委員会

運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、総会で決まった方針に沿ったP T A活動の企画・運営にあたります。運営委員会は、本部役員・学級委員・行事委員長で構成されます。

各委員会の活動をまとめ、調整するために、定例会が開かれます。また、各委員会より報告、提案された事柄について検討し、その内容に応じて、必要な場合は議決し、実行に移します。

運営委員会での話し合いの経過、及び結果については、「P T Aだより」等で報告します。なお、学校との連携を図るために、校長先生・副校長先生の出席をお願いしています。

●会計監査

会計に関する使途・処理上の検査をし、予算が正しく使われているかどうか会員の立場にたって調べる役割をもちます。年度末の決算を監査し、総会に報告します。その他にも必要に応じて監査します。監査する場合は、事前に会計と相談し、日時等を決めます。

●特別委員会

各委員会の域をこえて、運営委員会が必要と認めた場合、委員会を結成することがあります。例えば、予算原案の作成や、規約改正、対外活動対策等のように、断続的に取り組むものの他にも、大きな仕事のための特別委員会なども該当します。

運営委員会内部だけで構成する場合がありますが、他の委員会や、一般会員の方々に参加を呼びかけて、広範な委員会を構成することもできます。

委員は会の目的によって、人数、構成、その選出方法も異なります。

委員会活動

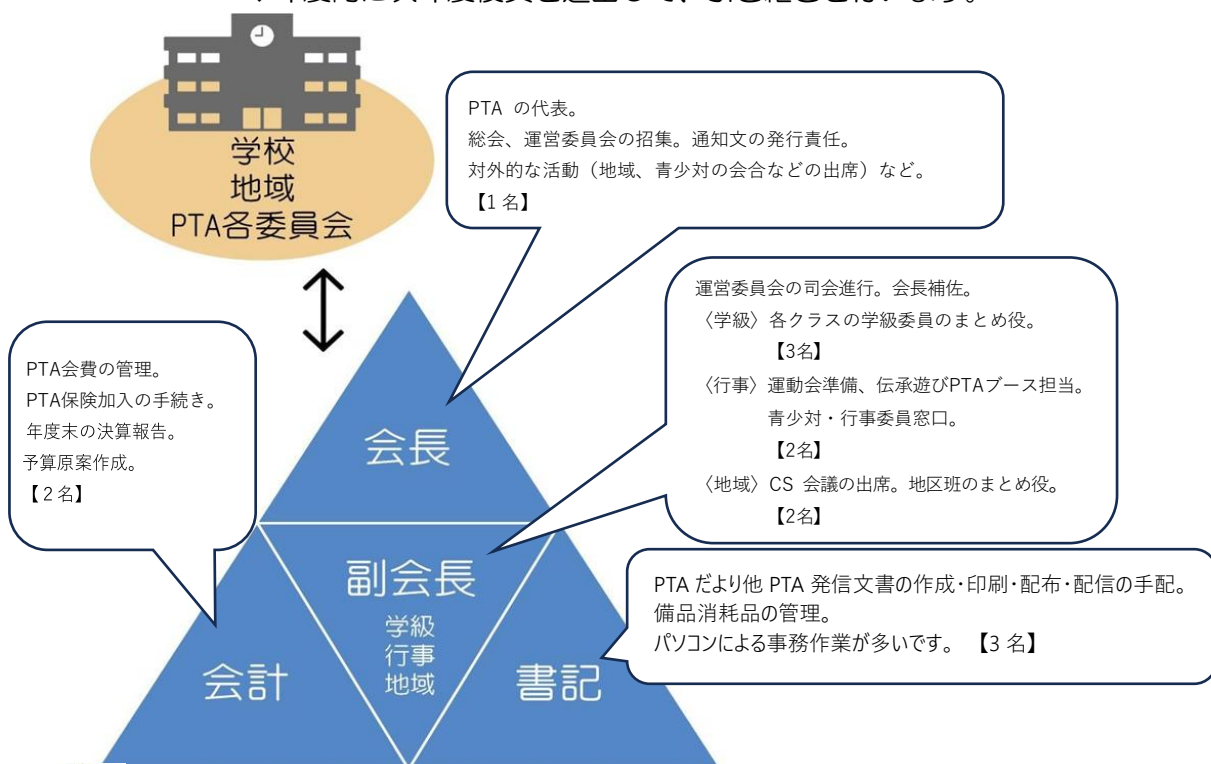
十四小 PTA では次の各委員会に所属してそれぞれの役割ごとに活動します。
各委員会では集まったメンバーの事情などを踏まえ打合せの予定などを決めています。

★このほかにも委員会の活動ができない方でも参加できる
「行事などで臨時に募集するお手伝いの活動」があります。

本部役員会

PTA 活動の中心である運営委員会を構成し、全体をまとめる役割を担っています。

- ◆役員は 1～5 年生の保護者の中から 13 名選出されます。
- ◆年度内に次年度役員を選出して、引き継ぎを行います。



ここがよかった！

- ・活動を通じて先生方と顔見知りになり、学校活動への理解が深まりました。
- ・主体的に学校に関わることによって、子どもの視点もより理解できます。
- ・常勤での活動は、他のメンバーの理解で十分可能。
- ・チームワークで楽しく、わいわい活動できます。



学級委員



●活動内容

本部役員と連携して、平日（午前中）に活動することが多いです。

- 本部役員と協力して次年度の役員候補の選出
- 学校行事のお手伝い
- 本部役員と協力して学年懇親会を開き、保護者間の交流の手助け
- 読み聞かせ担当の割り振りの調整
- 年に3回程度の運営委員会に出席

年度によって活動内容が変わることもあります。

おすすめポイント！

学校や子どもたちのことがよ〜くわかります。
我が子に直接関わる委員ですので子どもには、「親が見守ってくれている」という安心感を与え、
学校生活についての会話が増えます！



行事委員

※活動範囲縮小のため実施していない活動もあります。年度ごとに各部署と要相談

●委員

3名で構成されています。

委員長1名	<ul style="list-style-type: none">●PTA 運営委員会への出席（平日半日、年3回程度）●行事委員会定例会の主催及び司会運行●行事委員会定例会および各種行事の調整・連絡●各種資料の確認●学校公開防犯ボランティアの調整・連絡●「小平高校とのスポーツ交流会」の主たる調整
書記1名	<ul style="list-style-type: none">●各種資料の作成・印刷・配布・回収など
会計1名	<ul style="list-style-type: none">●行事活動費の管理・報告など

●活動内容

- ・伝承あそびのお手伝い
- ・小平高校とのスポーツ交流会
- ・運動会のPTA 競技の実施および防犯ボランティア・自転車整理など
- ・学校公開防犯ボランティア（年6回程度）
- ・年数回、平日午前中に活動することもあります。



おすすめポイント

『学校と親とが手を取り合って、子どもたちを見守り育てていく』というPTA本来の目的を果たすため、学年の枠を超えて幅広い交流ができる委員会です。

地区委員

●概要

地区委員は、学区内を 11 の地区に分け、この班を中心に活動する委員です。防犯・防災を目的とし、そのために親睦を深め、いざという時の協力体制を整える活動を中心となって推進します。

●活動内容

A. 全地区班で行う主な活動	B. 各地区班で行う主な活動
1. 定例会 (年〇回程度 不定期開催) 2. 「一斉清掃の実施」年1回 3. 「安全マップ」の更新、作成 安全マップの更新、作成を行う。 4. 「通学路危険箇所」の確認 5. 「ラジオ体操カード」の発注・配布	1. 「登校見守り」の実施 年7回以上 毎学期始業式と翌日の2日間、 その他に各班1回以上の合計7回以上 通学路の見守りを実施する。 2. 「子ども110番のいえ」の継続確認・ パネル設置状況の確認

●地区班長：役割ごとの主な活動内容

構成：各地区班より選出された班長計 11 名

役割	活動内容
連絡窓口係（3名）	定例会の場所取り、登校見守りの実施案内文作成、会計など
行事係（4名）	一斉清掃の準備、ラジオ体操カード発注・配布など
書記（4名）	定例会議事録、安全マップ更新、運営の手引き更新など

班長は定例会に出席 年5～6 回程度土曜夜開催

●各地区班の地区委員

班長1名の地区委員で、班活動を実施します。

班長は、地区委員の経験に加えて、役員として1カウントが得られます。

●地区委員・地区班活動に関する細則

1.地区委員活動と地区班活動の内容について

- ①活動目的を達成するために、地区委員全体として取り組む行事を行う。
- ②各地区班活動は、令和4年度より登校見守り活動に重点を置く。

2.地区班長と地区委員の役割について

- ①地区班長は、地区委員全体活動や地区班相互の連絡調整にあたる。
また渉外窓口となる。
- ②各地区委員はそれぞれの地区班活動が円滑に進むように、
地区班活動に積極的に参加する。
- ③「登校見守り」の実施日は可能な限り参加する。万一参加できなければ
見守り箇所の人員を確保し見守り強化に努める。



青少対委員

●概要

青少対とは、「青少年対策〇〇小地区委員会」の略称で、小平市内19の小学校・小学校区で活動しています。青少対委員は、『青少年対策十四小地区委員会』の活動への参加・お手伝いをしています。

青少対委員は、自治会、商店会、教職員、PTA 関係者、民生委員・児童委員、保護司、更生保護女性会、青少年委員などの様々な分野から選出された方、そのほか地区内の有志の方など、地域の多くの方々によって構成されています。

●活動

- ・青少対役員会、青少対定例会に出席。(各、年6回予定)
会議は基本的に土曜日の夜、主になかまちテラスで行われます。
- ・青少対主催・共催などの行事を地域の青少対委員のみなさんと一緒に協力して活動します。(各行事は土・日・祝日の昼間に実施)

●委員

- ・3名で構成されています。
※年度によって募集人数の増減あり
- ・担当と活動内容

PTAとの窓口 1名	十四小PTAとの連携をはかる。 【PTA運営委員会に出席(平日半日～、年3回程度)】
書記 2名	会議室の予約 行事で使用する備品の借用申請(学校・市役所など) 各種会議のレジュメ・議事録作成

※PTAとの窓口担当者は、平日の昼間の活動もあります。

書記はパソコン・PCメールを使用し、自宅での作業が多くなります。

●行事

- ☆防災教室 ☆わくわく科学実験教室 ☆伝承あそび ☆新学期前の草むしり
- ☆広報「ふれあい&ぬくもり」発行 ☆その他体験学習会

◎地域の方々とともに、十四小の子どもたちのために楽しく活動ができます。
今まで見えなかった地域の方々の活動を知ることができ、とても有意義な委員会です。活動が週末の日中と夜が多いため、仕事と両立できるPTAの役員です。

委員選出

委員には①本部役員・行事委員・青少対委員、学級から選出される学級委員と

②地区から選出される地区委員があります。

委員の任期は定期総会承認後から、次期定期総会までです。

①学年・学級からの委員選出について

全学年から・・・本部役員	13名
全学年から・・・行事委員	原則3名
全学年から・・・青少対委員	原則3名
各クラスから・・・学級委員	1名

●時期

本部役員は前年度の11月までに選出し、行事委員・青少対委員は前年度2月までに選出、学級委員は4月の第1回保護者会にて決定します。

②地区からの委員選出について

十四小学区内の分割されている各班より、班長1名を選出します。

尚、地区委員は希望により①と兼任できます。

●時期

前年度3月末までに選出します。

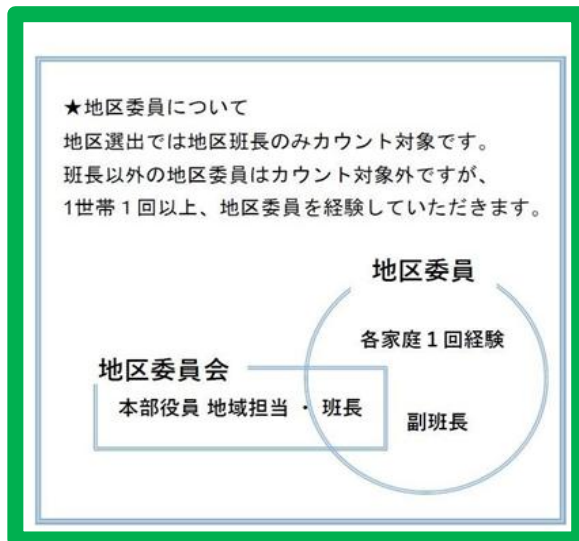
学年・学級・地区からの選出方法は、各々、本部役員、学級委員、各班に一任します。

十四小では役員カウント制を導入しています。
みなさん自身の生活にあわせて、最低でも児童数分の
カウント数（上限3カウント）の委員を引き受けて
いただくこととなります。

委員選出のためのカウント制について

カウント制とは…十四小に第1子が入学し、末子が卒業するまでの間に、最低でも児童数分（上限3カウント）の委員経験をして卒業しようという考え方です。

本部長	3カウント
本部役員 学級・行事・地域 会計・書記	2カウント
行事委員長	2カウント
行事委員	1カウント
青少対委員	1カウント
学級委員	1カウント
地区班長	1カウント



◎1児童につき1カウントとし、下記の委員経験でカウントがクリアされます。

◎カウントクリアの例

	児童数/必要カウント数	委員経験とカウント数	合計カウント数	カウントクリア
Aさん	3人/3カウント	本部長 1回…3 地区委員 0回	3	○ 残り地区委員 1回
Bさん	3人/3カウント	本部役員 1回…2 地区班長 1回…1	3	○ クリア
Cさん	1人+卒業生1人 /2カウント	学級委員 1回…1 地区委員 1回…0	1	×
Dさん	1人+未就学児1人 (14小入学予定) /1カウント (入学したら+1カウント)	学級委員 2回…2 地区委員 1回…0	2	○ 未就学児入学前に クリア
Eさん	4人以上/3カウント	本部役員 1回…2 学級委員 1回…1 地区委員 1回…0	3	○ クリア

◎くじによる選出について…立候補者が定数に満たない場合くじによる選出を行います。

◎くじ引きの対象者は以下の通りです。(学年はくじ引き実施時点の学年です)

①取得カウントゼロの1～4年生の保護者

②末子がカウント未達成の4年生の保護者

※現5年生（新6年生）保護者に関しては、任期の都合上役員選出の対象外とする。

会計

●PTA会員は、以下のPTA会費を毎年納入します。

保護者会員・・・1家庭年額 1,500円

教職員・・・・・・・・年額 1,500円

転入の時は次のようにします。

1学期転入・・・1,500円

2学期転入・・・1,000円

3学期転入・・・・・・・・500円

※転出の時の返金はしません。

●PTA会費は、以下のように使われます。

・PTA保険

PTA会員（会員家庭の十四小在籍児童を含む）が、PTA主催または共催する行事の際、けが等をした場合に適用される保険費。

・委員会活動費

（注）青少対委員会の活動費は、独立しているため、十四小PTA会費からの活動費はありません。

・防犯防災費

ネームホルダー、腕章の購入や防災体験費等。

・卒業記念品費

・その他

PTAを運営していく上で必要な活動費。お花ボランティア等への寄付。



サークル活動

1.サークルを公認する上での基準

(1) サークルの活動目的・内容について

- ① 会員相互の理解や親睦を深めていくもの。
- ② 会員自身の教養を深め、資質の向上を図るもの。
- ③ 活動が広く会員に解放されていること。
- ④ なるべく通年的・継続的に活動を行っていくこと。
- ⑤ 営利活動を行わないこと。
- ⑥ 特定の政党、または宗教を支持、または排斥しないこと。

(2) サークルの構成要件について

3名以上の十四小PTA会員で構成されていること。ただしPTAの理念により会員外（地域の方やOB）の会員も認める。

2.サークル登録の手順について

- (1) 新しく登録を希望するサークルは、サークル代表者が運営委員会に申請書・会員名簿を添えて、公認申請を行う。
- (2) 運営委員会では、サークル活動の公認の基準を満たすものをその年度のサークルとして公認する。
- (3) 各サークルは、9月・2月の運営委員会に、それぞれ活動の中間報告、年度報告を行う。

3. 公認サークルへの支援

- (1) 公認サークルは、印刷機器・PTA備品・消耗品・学校施設（要申請）について、PTA活動の一環として利用することができる。
- (2) 活動中に事故があった場合に、PTA保険の適用を受けることができる。
（非PTA会員は保険対象外）
- (3) 活動紹介、会員募集などを「PTAだより」や、ホームページを通じて行うことができる。

その他

●PTA室・備品の使用について

PTA室やPTAの備品の使用を希望する場合は、副会長までお問い合わせください。

●PTA備品一覧

印刷機／コピー機／ノートパソコン（PTA 室からの持ち出し不可）／
プリンター／シュレッダー／裁断機／事務用品／長机／イス
清掃用具（一斉清掃で使用）

湯沸かしポット / 茶器一式 / 大なべ /

防犯キャップ／バンダナ／

白ブラウス／黒ズボン／黒スカート

※音楽会用（児童）・放課後クラブなどに貸出します



会則

(総会)

第8条

- 1 総会は、この会の最高議決機関であり、全会員をもって構成します。
- 2 総会は、年度始めに開く定期総会と必要に応じて開く臨時総会があり、どちらも同じ機能を持ち、会長が招集します。
- 3 定期総会は、次のことを審議・決議します。
 - ①前年度の事業報告・決算の承認
 - ②新年度の事業計画の承認・予算の決定
 - ③新年度の委員の承認
 - ④運営委員会の提案事項
 - ⑤その他必要事項
- 4 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、又は全会員の3分の1以上の要求があったときに開くことができます。
- 5 総会を開催する場合は、その議案書を原則7日前までに全会員に配布します。
- 6 総会は、全会員の3分の1以上の出席(委任状も含む)をもって成立します。
- 7 総会の議決は、出席者の過半数の賛成で成立します。

(運営委員会)

第9条

- 1 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、各委員会の連絡調整の場でもあります。
- 2 運営委員会は、本部役員・地区委員会・行事委員会の委員長及び学級委員をもって構成します。
- 3 運営委員会は、原則として定期的を開きます。ただし、構成員の過半数が必要と認めた時には臨時運営委員会を開きます。どちらも同じ機能を持ち、会長が招集します。
- 4 運営委員会は、次のことを協議・決定します。
 - ①総会に提出する議案の作成
 - ②各委員会から提出された事項についての協議
 - ③会計監査委員の選出
 - ④必要に応じて特別委員会の設置及び委員の任命・解任
 - ⑤その他必要と認める事柄の処理
- 5 緊急事項について必要がある場合は、総会に代わって処理することができます。ただし、次期総会に報告し、承認を得なければなりません。
- 6 運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席(委任状も含む)で成立します。
- 7 運営委員会の議決は、出席者の過半数の賛成で成立します。

第一章 総則

(名称)

第1条 この会は、小平第十四小学校PTAとします。

(構成員)

第2条 この会の会員は、小平第十四小学校に在籍する児童の保護者と在籍する教職員とします。会員は全て平等の権利と義務があります。

(目的)

第3条 この会は、家庭・学校・地域が協力して、児童の心身の健全な成長や会員相互の親睦と資質の向上をはかることを目的とします。

(性格)

第4条

- 1 この会は、教育的立場に立つ民主的団体です。
- 2 この会は、非営利的・非宗教的・非政党的団体であって、営利を目的とするいかなる行為も行いません。
- 3 この会又はこの会の代表の名で選挙活動を行いません。

(事業)

第5条 この会の目的を達成するために、次の事業を行います。また、目的達成に必要な情報は、スクールパス・メール、書面等により会員に配信します。

- ①文化・教養・広報に関する各種活動
- ②よりよい地域にしてい活動に関する事
- ③会員の親睦と連携に関する事
- ④その他、この会の目的を達成するために必要な事

(事務所)

第6条 この会の事務所を小平第十四小学校内に置きます。

第二章 組織

(組織)

第7条 この会には、次の組織を置きます。

- ① 総会
- ② 運営委員会
- ③ 本部役員会
- ④ 学級委員
- ⑤ 行事委員
- ⑥ 地区委員会
- ⑦ 青少対委員

第三章 会計

(経費)

第15条 この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によってまかないます

(会費)

第16条 この会の会員は、規定の会費を納入します。ただし、転出の際に返金はしません。

(経理)

第17条

- 1 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われます。
- 2 委員会活動費の使用については、各委員会に一任します。

(決算)

第18条 この会の決算は、会計監査をへて総会に報告され、承認を得ます。

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は、4月10日より始まり、翌年4月9日に終わります。

(弔慰)

第20条 この会の会員・児童が死亡の場合は、香典料5,000円をもって弔慰を表します。本規定に定めなき事項については本部役員に一任します。

第四章 会計監査

(会計監査委員)

第21条

- 1 会計監査は、この会の会計を監査し、総会に報告します。また、必要があれば、いつでも監査することができます。
- 2 会計監査委員は2名とし、保護者会員から1名、教職員会員から1名を選出します。他の委員を兼ねることはできません。

第五章 個人情報

(個人情報の取扱い)

第22条 個人情報の取扱いについては、小平市個人情報保護条例を準用します。また、スクールパス・メールに登録したメールアドレスについては、PTA活動運営の為に、会長の承認を得て、適宜利用可能とし、それ以外の目的には利用してはならない。

第六章 改正

(会則の改正)

第23条 本会則は、総会の議決をへて改正することができます。

付則

この会則は、2024年総会後より実施します。

(本部役員会)

第10条

- 1 本部役員会は、この会の活動を推進します。
- 2 本部役員は、原則として各学年の1名以上の代表者と教職員代表で構成します。本部役員は会長1名・副会長4名以上(内1名は、教職員代表)・書記・会計を互選し、次の任務を行います。
 - ①会長は、この会を代表し、全体をまとめます。また、総会・運営委員会・本部役員会を招集します。
 - ②副会長は、会長を助け、会長不在の時は副会長が代行します。
 - ③書記は、会が必要とする記録をとり、会員に知らせます。また、記録の整理・保管をします。
 - ④会計は、会の会計・経理の仕事を行います。
- 3 本部役員に欠員が生じた時は、該当する学年より補充し、前任者の残任期間を任期とします。

(学級委員)

第11条

- 1 学級委員は、学級どうしの連絡調整を行い、運営委員会において報告または、連絡します。
- 2 学級委員は、各学級1名の学級委員と教職員選出委員1名で構成します。(正・副委員長を互選しません。)
- 3 欠員が生じた時は、該当する学級より補充し、前任者の残任期間を任期とします。

(行事委員会)

第12条

- 1 行事委員会は、学校行事に協力します。
- 2 行事委員会は、学年不問の3名からなる行事委員と教職員選出委員1名で構成し、委員長を互選します。
- 3 欠員が生じた時は、該当する学年より補充し、前任者の残任期間を任期とします。

(地区委員会)

第13条

- 1 地区委員会は、各地区どうしの連絡調整の場で、地区活動を企画・推進します。
- 2 地区委員会は、副会長、各地区班長1名の地区委員と教職員選出委員1名で構成します。
- 3 地区委員の人数および地区割は、児童数の増減等に伴い、運営委員会の承認をへて、変更することができます。
- 4 欠員が生じた時は、該当する地区班より補充し、前任者の残任期間を任期とします。

(青少対委員)

第14条

- 1 青少対委員は、青少対の活動に協力していきます。
- 2 青少対委員は、原則として3名の青少対委員と教職員選出委員1名で構成します。
- 3 欠員が生じた時は、該当する学年より補充し、前任者の残任期間を任期とします。
- 4 運営委員会には所属しません



令和7年12月作成 / 小平第十四小学校 P T A